**お願い**

●●自治会では、ごみや資源を集積所へ排出する時間を、収集日当日の午前●時から午前８時３０分までと定めています。

決められた日時以外の排出は、地域の方の迷惑になりますので、お止めください。決められた日時以外に排出されたものは、不法投棄として我孫子警察署へ通報するなど、厳正に対処します。

なお、勤務の都合などにより決められた日時に排出できない方は、個別に自治会の承認が必要となりますので、自治会へご相談ください。

●●自治会

我孫子市生活衛生課